

第2号様式

平成22年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所		平成23年2月9日(水)10:00~13:30 法務省大臣官房施設課入札室	
委員		角田 茂 (大学参事) 委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間		平成22年8月1日から平成22年11月30日	
抽出案件		総件数 7件	(備考)
工事	一般競争	1件	
	標準指名競争	1件	
	随意契約	1件	
業務	一般競争	1件	
	簡易公募型競争	1件	
	標準指名競争	1件	
	随意契約	1件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		具申又は勧告	回答
		なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 落札率はどれくらいが適正か。</p> <p>2 業務の発注状況について 業務の予定価格算定方法を変えたのか。</p> <p>3 指名停止等の運用状況について 法務省発注案件が原因となっているものは、いずれも低入札価格調査中の辞退によるものか。</p> <p>低入札価格調査がなければ、契約していたのか。</p> <p>それだと、履行できなくなるのではないか。</p> <p>法務省発注案件で低入札価格調査中に辞退した者を指名停止にした場合、他省庁でもこの者を指名停止にしているのか。</p> <p>4 工事発注案件 (1) 一般競争入札 【市原刑務所新営（建築）工事】 特別重点調査の結果、無効になったのは、具体的にどのような理由のものか。</p>	<p>95%以上だと高いと言われ、85%未満だと調査基準価格を下回るということを考慮すると、この間がよいのではないかと思う。</p> <p>類似の建物を複数設計する場合の業務量の考え方を変えた。</p> <p>積算誤りや図面の読み違い等、過失があったことを理由に入札者から辞退の申し出があり、入札手続に遅延を及ぼすこととなったものである。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>履行できなくなるか、若しくは赤字になると思われる。</p> <p>していない。個別事案の場合には、当該発注機関やその関係機関に限って指名停止にする運用がなされている。</p> <p>下請予定業者の見積書は添付されていたが、過去1年以内の取引実績がまったく添付されていない、残土処分を見込んでいない等である。</p>

<p>特別重点調査で提出すべき資料は ,どこかに記載しているのか。</p> <p>特別重点調査の結果は伝えているのか。</p> <p>入札延期になった理由は何か。</p> <p>金属製建具については ,見積書を取得したときに多少のバラつきは出るものだと思うが ,その範囲ではなかったのか。</p> <p>競争参加資格者から提出のあった辞退届には ,「指名を受けましたが ,都合により辞退」と記載されているが ,本件は一般競争入札ではないか。</p> <p>入札延期により ,業者にとっては ,金銭的・時間的に負担になるのではないか。</p> <p>参加業者の辞退は ,入札延期が関係しているのか。</p> <p>外国籍会社は入札に参加できるのか。</p> <p>(2) 標準指名競争入札 【札幌地方検察庁南16条宿舎RA棟風呂釜・浴槽改修工事】 指名通知をする前に ,工事を施工できる</p>	<p>法務省ホームページに掲載している。また ,入札説明書にはホームページアドレスを記載し ,入札に際して必ず確認するよう注意喚起している。</p> <p>電子入札システムにより連絡している。</p> <p>予定価格作成に当たり ,金属製建具について積算を見直す必要が生じた。設置箇所が多く ,予定価格が大きく変動するおそれがあり ,やむを得ず延期した。</p> <p>取得した見積書間で ,見積条件自体が相違している可能性があり ,予定価格積算の参考にできるものではないと判断した。</p> <p>ホームページに指名競争用の辞退届を参考掲載しているため ,これを使用したものと思われる。このホームページに一般競争用の辞退届も追加掲載することとする。</p> <p>今後はこのようなことがないようにしたい。</p> <p>不明である。</p> <p>競争参加資格登録がされていれば ,参加可能である。過去には外国籍会社がJVで落札したこともある。</p> <p>電話で調査を行っている。</p>
--	---

<p>か否か確認をしたのか。</p> <p>(3) 随意契約 【さいたま第2法務総合庁舎新営（建築）工事（第4回変更）】 数十枚の変更見積書が提出されているが、何日要したのか。</p> <p>5 業務発注案件</p> <p>(1) 一般競争入札 【平成22年度旭川刑務所敷地調査】 特になし</p> <p>(2) 簡易公募型競争入札 【市原刑務所新営工事監理業務】 予定価格算定に当たり、調整率を設定する根拠は何か。</p> <p>工事監理業務の責任範囲や根拠はどのようなになるのか。</p> <p>裁判例はあるのか。</p> <p>今後、対策すべきである。</p> <p>入札説明書に同種施設としてPFI事業（収容施設）とあるが、これはどこの施設を指すのか。</p> <p>(3) 標準指名競争入札 【月形刑務所未決収容棟等新営工事監</p>	<p>1日である。見積書は断続的に提出している。</p> <p>平成21年国土交通省告示第15号を根拠にしている。主な建物以外の設計工数で調整率を設定している。</p> <p>難しい問題である。基本的に施工業者の責任が大きい。建築基準法及び建築士法に工事監理者としての責任があり、その範囲内ということになる。</p> <p>不明である。</p> <p>決められたとおり現場に行き、きちんと監理をしているかどうかである。それを怠っていれば問題である。シミュレーションをする。</p> <p>美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターである。</p>
--	---

**理業務】**

実施設計業務を受注した業者は指名されているのか。

実施設計業務を受注したにもかかわらず、工事監理業務を落札できなかったのか。業務に精通しており、また、図面を理解することから始めなくてよい等、アドバンテージがありそうである。

実施設計業務と工事監理業務の重複を妨げるルールはないのか。

工事工期が延長となった場合、工事費を変更することが検討されているが、工事監理業務委託契約は変更となるのか。

**(4) 随意契約**

**【平成22年度札幌刑務所庁舎等実施設計業務】**

平成15年度にプロポーザル方式により技術提案書の採用者を決定しているとのことであるが、どの部分が対象か。

本契約の相手方は、全体プロポーザル方式での技術提案書採用者と同じか。

平成15年度の全体プロポーザル方式による技術提案書の提出者は何者か。技術提案書提出者選定の際、有効期間のような表現はないのか。

何年計画とは記載されていないのか。

本件は、ルールに則り指名業者に選ばれたので指名している。

落札できなかった。工事監理業務は設計業務と相反するところがある。設計業務を受注していない業者の方が客観的に工事監理業務を行うことができる。

工事監理業務の管理技術者は、実施設計業務の管理技術者でないこととしている。

工期が延長になった場合、履行期間の延長は行うが、工事監理業務は全体の業務量が変わらないため、委託金額は変更しない。

札幌刑務所全体である。

そのとおりである。

技術提案書提出者は5者である。プロポーザルの範囲は全体であるが、今回の実施設計業務の範囲はこの部分であると明示している。

将来的な予算事情によって、計画内容が変更する可能性があるので記載していない。

<p>何回ぐらいに分けて随意契約しているのか。</p> <p>今回が最後か。</p> <p>残っている工事の設計も同じ業者ということか。</p> <p>評価項目が時間によって変わってしまうような項目が色々あったとすると、長期間での随意契約は考えさせられる。</p> <p>再度プロポーザルをすることはできないのか。</p> <p>平成15年度よりも平成22年度の方が新しい工法も出てきているだろうから、それに基づいて環境に配慮すれば、違う提案を提出するのではないか。</p> <p>平成15年度当時から、長期間になることはわかっていたのか。</p> <p>最新の技術を取り入れることができる手法が必要である。</p>	<p>1～7期までであり、今回は7期となる。</p> <p>職員宿舎が残っており、それが最後になる。</p> <p>そのとおりである。これは予算事情によって何年かかるかはわからない。</p> <p>評価項目は、住宅地に接する刑務所建設に際して地球環境保全に関して特に配慮する事項、凍害対策・室内環境の構造・結露防止と寒冷地に建設する刑務所の設計に関して特に配慮する事項、防災バリアフリー・コスト縮減に関して特に配慮する事項の3つである。</p> <p>札幌刑務所全体で一つという考えであり、これまでの実施設計と一貫性を求めるため難しい。</p> <p>会社の能力が半減していたり、経営が思わしくなかったりした場合は別であるが、発注者側としてはもう一度ということは考えない。</p> <p>予算の関係上、その施設の全体改築にどの程度の期間がかかるかは誰にもわからない。もっと長くかかることも早く進むこともある。札幌刑務所のような計画でいくと、これ位の期間はかかる。</p> <p>基本設計は法務省で行うので、新しい工法等を反映させることはできる。それを実施設計に反映するよう受注業者に指示することができる。</p>
--	--